

基礎研 レポート

EIOPA がソルベンシー II レビューに 関する第 2 の助言セットを 欧州委員会に提出(4)

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長

中村 亮一

TEL: (03)3512-1777

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ソルベンシー II のレビューに関して、EIOPA（欧州保険年金監督局）は、2018 年 2 月 28 日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 2 の助言セット」（以下、「第 2 の助言セット」という）をまとめて、欧州委員会に提出した¹、と公表した。

基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 2 の助言セットに関する第 2 の助言セットを欧州委員会に提出 \(1\)](#)」（2018.3.26）では、全体概要と EIOPA による助言のうちの保険引受けリスクに関係する項目について報告した。また、前回と前々回の基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 2 の助言セットに関する第 2 の助言セットを欧州委員会に提出 \(2\)](#)」（2018.3.28）及び「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 2 の助言セットに関する第 2 の助言セットを欧州委員会に提出 \(3\)](#)」（2018.4.2）では、この第 2 の助言セットについて、その EIOPA による助言のうちの資産運用に関係する項目について報告した。

今回のレポートでは、これまでに報告した保険引受けリスク及び資産運用関係以外の項目について報告する。

2—今回の CP における EIOPA による助言の概要—保険引受けリスク及び資産運用関係以外—

この章では、EIOPA による欧州委員会への助言内容のうち、保険引受けリスク及び資産運用関係以外の項目（今回の一連の基礎研レポートの第 1 回目のレポートの 2—2 | の 24 項目のうちの XVII から XXIII）について報告する。なお、これらの項目に関する欧州委員会からの助言要求内容及び EIOPA が 2017 年 11 月 6 日に公表した「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA

¹ プレスリリース: <https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/EIOPA%20recommends%20further%20simplifications%20to%20the%20calculation%20of%20insurers%27%20capital%20requirements.pdf>

報告書: <https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-18-075-EIOPA Second set of Advice on SII DR Review.pdf>

の第2の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」(以下、「CP」と言う)²での助言内容については、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第2の助言セットについての CP を公表\(3\)－欧州委員会に対する助言内容－](#)」(2017.12.25)で報告しているので、このレポートも参照していただくことにして、今回の一連のレポートでは詳しくは説明していない。

これまでのレポートで述べたように、今回の EIOPA の報告書の助言内容については、いくつかの点で CP からの変更がなされ、また新たな助言の追加も行われている。

報告書の助言に関する記載内容の変更点については、基本的には「新規追加は下線付き、削除は元の CP の記述を括弧〔 〕書き、変更は変更後に下線を付けて変更前の CP を括弧（ ）書き」としている。ただし、「記載内容の変更点をこれらで示すことが容易でない場合には、項番号に下線」等して、適宜対応することとしている。

1 | XVII. 繰延税金の損失吸収能力(LAC DT)

欧州委員会は、LAC DT (Loss-Absorbing Capacity of Deferred Taxes : 繰延税金の損失吸収能力) の算定に現在適用されている様々な方法と、相違する慣行が資本要件の差異につながる程度について、EIOPA に報告するように依頼した。

欧州委員会は、「繰延税金調整による資本要件の減少の計算は複雑であり、高水準の監督上の判断を必要とし、その結果、加盟国間で異なる慣行を生じさせている」と述べていた。

これに対して、EIOPA は、この情報要求に応えるために、まずはコンサルテーション・ペーパー (EIOPA-CP-17-004) を発行して、欧州委員会に事実情報を送付した。

その後、CP においては、EIOPA は、助言は含めずに、ステークホルダーのコメントを考慮してさらに検討した後、EIOPA は合理的な決定を下す、としていた。

ただし、監督上のコンバージェンスを促進し、以下の3つの懸念に取り組むために、いくつかの主要原則を検討する、とし、さらに、具体的な主要原則として、いくつかの項目を挙げ、これらの主要原則について、「可能性の高い具体的な実施」について記載していた。そして、CP には「主要原則に関する結論」として、その考え方が記載されていた。

3つの懸念は、以下の通りである。

- ・名目上の繰延税金資産 (DTA) の利用に対する将来利益についての**不確実性**
- ・これらの将来利益の予測に係る**複雑さ**
- ・名目上の DTA の可能性の高い利用に関連する広範囲の判断による**不公平な競争条件**：

主要原則は次のとおりである。

- I. 会社の財務及びソルベンシーポジション－ショック損失後の MCR と SCR の遵守の役割
- II. 新契約からの将来利益 - 予測の前提

² 対外向け公表：<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-a-second-set-of-Advice-for-the-Review-of-the-Solvency-Capital-Requirements.aspx>
コンサルテーション・ペーパー：https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-006_Consultation_Paper_on_Second_set_of_Advice_on_SII_DR_Review.pdf

- Ⅲ. 新契約からの将来利益・新契約からの将来利益の予測期間
- Ⅳ. 新契約からの将来利益・新契約販売の予測期間
- Ⅴ. 資産の利益からの将来利益
- Ⅵ. 技術的準備金を超えた資産の収益からの将来利益ー予測期間
- Ⅶ. 将来の経営行動
- Ⅷ. ガバナンス制度の役割
- Ⅸ. 監督者の報告と開示

今回の最終助言書においては、これらの「主要原則に関する結論」の内容が大きく充実され、「助言」として提案されている。

ショック後の DTA の可能性のある利用の実証についての主要原則Ⅰ～Ⅵに関して、EIOPA は、ショックロス後の繰延税金の計算のための追加の基準を設定することによって、主要原則を実施するよう勧告している。また、その目的のために、LAC DT に関する委任規則第 207 条に、LAC DT に適格であるショックロス後の想定繰延税金の決定の根底にある前提のための要件を追加するという改正を勧告している。

これらの要件は、LAC DT を計算する際に、会社は、ショックロス後の財務及びソルベンシーのポジションとショックロスに続く将来利益の予測に関する不確実性の増加を考慮しなければならない、ことを明確にしている。ショックロスに続く将来利益を予測する場合、委任規則第 15 条に従い、ソルベンシーⅡの貸借対照表上の繰延税金の評価に適用される前提よりも有利な前提を適用すべきではない、としている。

具体的には、例えば、

- ・資産リターンについてのショック後の前提は、関連する金利ターム構造から導出された先物レートと等しく設定することが適切であると考えが、一定の状況下では、より高いリターンが正当なものであることを認識すべきであるとして、EIOPA は、会社がショックロス後にそのような超過リターンを実現する可能性が高いという確かな証拠を提供できる場合に、リスクフリーレートを超えるリターンを認められるように勧告している。ただし、一方でこれらのより高いリターンは限定されるべきであるとしている。
- ・ショックロス後の想定繰延税金の評価に使用される期間は、繰延税金の貸借対照表評価に使用される対応する期間より長くすべきではない。新契約に関しては、EIOPA は、(再) 保険会社によって実施される様々な予測における一貫性を確保するために、新契約の計画と事業計画をリンクさせることを勧告するとしている。

主要原則Ⅶについては、LAC DT の計算要件と委任規則第 83 条に規定されているシナリオベースの計算要件を調和させるべく、委任規則第 23 条を参照することにより、将来の経営行動に関する主要原則Ⅶを実施することを勧告している。

主要原則Ⅷについては、リスク管理分野に関する第 260 条と保険数理機能（アクチュアリアル・ファンクション）に関する第 272 条を変更することにより、LAC DT に関するガバナンス要件に関する

主要原則Ⅷを実施するように勧告している。リスク管理方針にガバナンス要件を含めることで、方針の承認中に AMSB³の適切な関与が保証される、としている。また、保険数理上の機能又はより適切な場合にはリスク管理機能は、貸借対照表上の繰延税金資産の評価（第 15 条）と LAC DT の目的（第 207 条）の両方のための将来の利益予測に適用される基礎となる前提を評価し検証することを公式的に求められるべきである、としている。

主要原則Ⅸについては、SFCR⁴に関する第 297 条及び RSR⁵に関する第 311 条を改正することにより、LAC DT に関する公開及び監督報告に関する重要な原則Ⅸを実施することを提案している。両方において、会社は、適格自己資本及びソルベンシー資本要件の将来利益への依存の証拠を提供しなければならない。RSR において、会社は、貸借対照表上の正味 DTA と SCR の減額としての LAC DT を実証するために使用された前提の信頼性に関する十分な証拠を追加的に提供すべきである、としている。これらの改正は、会社に対して、会社が繰延税金資産及び LAC DT を特にこれらの計算及び将来において使用される可能性が高いデモンストレーションにおいて、適用される基礎となる前提をどのように計算するかを明確に説明することを要求している。

1872. EIOPA は、可能性の高い利用が貸借対照表上の正味繰延税金負債（DTL）によって示されている場合の LAC DT の一部である、EEA 全体で LAC DT の約 1000 億ユーロの 75% 以上に関して、国家監督当局（NSAs）が同様のアプローチを取っている証拠を提供した。そのポジティブな位置を認識しながら、可能性の高い利用が将来利益によって示されている場合の LAC DT の残りの部分に関しては、NSAs は異なるアプローチを取っている。税制でキャリーバックが適用される場合、NSAs は、監督者が同様のアプローチを取っている LAC DT の 75% を増加させて、LAC DT の可能性の高い利用を示すためのその使用を認めている。

1873. EIOPA は、EEA 全体で LAC DT の 75% 超に関して NSAs が同様のアプローチを取っているというポジティブな立場を認識している。差異がある残りの部分のうち、EIOPA は、差異が、財政制度、リスクプロファイル又は資産と負債の長さやデューレーションの違いに起因している場合、LAC DT の差異が正当化されると考える。EIOPA は財政制度を所与として取り扱う。より高い税率又はより有利なキャリーフォワード及びキャリーバックの可能性を持つ税制を有する管轄区域における会社は、他の全てが同等であれば、より高い LAC DT を有するであろう。

1874. EIOPA は、bSCR*ショック損失後⁶に推定される将来利益の予測に依存する LAC DT の部分に関わる幅広い判断を観察した。ソルベンシーⅡの貸借対照表及び SCR 計算の評価は、専門家による判断が必要となるため、主観性それ自体は問題ではない。しかし、通常、貸借対照表評価及び SCR 計算に対する専門家による判断は、同様の資産及び負債とリスクの比較的小さな範囲の可能な結果につながる。将来利益によって示される LAC DT の部分に関して、監督当局は、同様の会社に対する広範な前提及び結果を観察した。

³ AMSB(administrative, management or supervisory body : 管理、経営、監督機関)

⁴ SFCR(solvency and financial condition report : ソルベンシー財務状況報告書)

⁵ RSR(regular supervisory report : 定期的監督報告書)

⁶ bSCR*ショック損失は、「SCR-LAC DT」又は「bSCR（基本 SCR）+オペレーショナルリスク+LAC TP（技術的準備金の LAC）」

1875. この理由から、また EIOPA 規則（2010 年 11 月 24 日：規制（EU）1094/2010）の第 8 章及び第 16 章により、EIOPA は、標準式の下での LAC DT の計算、特に繰延税金の増加の可能性の高い利用を示すために使用されるストレス後の課税利益の予測に対して、コンバージェンスを達成するよう努力しており、今後はこうしたコンバージェンスを確実にするための適切な優良事例を検討する予定である。しかし、LAC DT に関する現在の規制の改正なしには、会社と監督上のアプローチにおけるコンバージェンスは達成できない。

1383. LAC DT に関するこの章では、EIOPA は、ガイドライン、意見又は監督上のハンドブックのような監督上のコンバージェンスツールを用いてよりよく対処できる要素から、委任規則への可能な変更に関しての欧州委員会への助言の一部となる要素を区別しなかった。このため、この章では最後に青いボックスの助言は含まれていない。ステークホルダーのコメントを考慮してさらに検討した後、EIOPA は合理的な決定を下す。

1876. EIOPA は、監督上のコンバージェンスを促進し、3 つの懸念に取り組むために、いくつかの主要原則を検討する。

- ・名目上の繰延税金資産（DTA）の利用に対する将来利益についての**不確実性**
- ・これらの将来利益の予測に係る**複雑さ**
- ・名目上の DTA の可能性の高い利用に関連する広範囲の判断による**不公平な競争条件**：

1877. これらの主要原則は次のとおりである。

- I. 会社の財務及びソルベンシーポジション－ショック損失後の MCR と SCR の遵守の役割
- II. 新契約からの将来利益－予測の前提
- III. 新契約からの将来利益－新契約からの将来利益の予測期間
- IV. 新契約からの将来利益－新契約販売の予測期間
- V. 資産の利益からの将来利益
- VI. 技術的準備金を超えた資産の収益からの将来利益－予測期間
- VII. 将来の経営行動
- VIII. ガバナンス制度の役割
- IX. 監督者の報告と開示

1878. ショック後の DTA の可能性のある利用の実証についての主要原則 1～6 に関して、EIOPA は、ショックロス後の繰延税金の計算のための追加の基準を設定することによって、主要原則を実施するよう勧告する。その目的のために、EIOPA は、LAC DT に関する委任規則第 207 条の改正を勧告する。

1879. 委任規則第 207 条第 1 パラグラフは、LAC DT がショックロス後の繰延税金の変動と等しいことを規定している。提案された修正及び明確化は、繰延税金の値の変動に関連している。この勧告は、LAC DT に適格であるショックロス後の想定繰延税金の決定の根底にある前提のための要件を第 207 条に追加することである。

1880. これらの要件は、LAC DT を計算する際に、会社は、ショックロス後の財務及びソルベンシー

のポジションとショックロスに続く将来利益の予測に関する不確実性の増加を考慮しなければならない、ことを明確にしている。ショックロスに続く将来利益を予測する場合、委任規則第 15 条に従い、ソルベンシー II の貸借対照表上の繰延税金の評価に適用される前提よりも有利な前提を適用すべきではない。

1881. MCR と SCR への準拠に関して、委任規則は「損失 (...) の大きさと会社の現在及び将来の財務状況への影響」を考慮しなければならないことを既に規定している。EIOPA は、ショックロス後に MCR と SCR を満たすための追加の明示的な要件を助言していないが、遵守の程度は、想定繰延税金の可能性のある使用に対して利用可能な利益の金額に反映されるべきである（提案されたパラグラフ 2a の第 2 インテンドを参照）。リターンからの利益に関しては、資本要件への遵守の程度は、ショックロスがショック後の技術的準備金を超える資産の減少を意味するため、リターンをそれ以上調整することなく、自動的に実施される。これは自動的にリターンからの利益を減少させ、EIOPA は、資本要件の遵守の程度を反映するためのさらなる調整をダブルカウントとみなす。新契約からのリターンに関して、会社は、ショックロス後の資本要件の遵守の程度を反映するために、前提を調整する必要があるかもしれない。

1882. ショックロス後の不確実性の増加を考慮すると、EIOPA は、資産リターンについてのショック後の前提を、関連する金利ターム構造から導出された先物レートと等しく設定することが適切であると考え。しかしながら、一定の状況下では、より高いリターンが正当なものであることを認識すべきである。したがって EIOPA は、会社がショックロス後にそのような超過リターンを実現する可能性が高いという確かな証拠を提供できる場合に、リスクフリーレートを超えるリターンを認められるように勧告する。

1883. しかしながら、これらのより高いリターンは限定されるべきであり、ショック後の損失前提が、ショック前の損失 DTA の評価に適用されるものよりも有利ではないという規定が、この原則を実施する。これにより、ショックのいかなる部分の反転も想定されず、とりわけプル・ツー・パー（額面への牽引）及びショック反転がないことを意味する、ことが保証される。エクイティ（その他の投資）に対する期待リターンは、貸借対照表上の繰延税金を評価する際に、これらのエクイティについて仮定されたリターンを超えない。固定金利投資も同様である。ショックロス後に想定される利回りは、貸借対照表上の繰延税金の評価について仮定された利回りを上回らない。全ての投資について、リターン前提はショック後の値に適用される。

1884. ショックロス後の想定繰延税金の評価に使用される期間は、繰延税金の貸借対照表評価に使用される対応する期間より長くすべきではない。新契約に関しては、EIOPA は、（再）保険会社によって実施される様々な予測における一貫性を確保するために、新契約の計画と事業計画をリンクさせることを勧告する。

- ・まず、LAC DT の予測における新契約販売総額は事業計画のそれを超えてはならない。
- ・第 2 に、新契約販売の予測期間も事業計画のそれに限定する必要がある。（再）保険会社に事業計画を延長するというインセンティブを提供しないようにするために、新契約販売の予測期間は、いかなる場合にも 5 年に制限されるべきである。このような限度の設定は、必ず専門家の判断に基づくものであるが、影響評価はそれが会社に強い影響を与えないことを示している。事業計画の 10%

のみが 5 年を超えている。

- ・第 3 に、新契約に起因する利益が事業計画よりも長い期間にわたって予測される場合、会社は不確実性の増加を反映すべきである。EIOPA は、新契約からのこれらの利益にヘアカットが適用されるべきと勧告する。予測が長くなればなるほど、ヘアカットは大きくなる。

1885. EIOPA は、委任規則第 23 条を参照することにより、将来の経営行動に関する主要原則 7 を実施することを勧告する。これは、LAC DT の計算要件と委任規則第 83 条に規定されているシナリオベースの計算要件を調和させる。

1886. EIOPA は、リスク管理分野に関する第 260 条と保険数理機能（アクチュアリアル・ファンクション）に関する第 272 条を変更することにより、LAC DT に関するガバナンス要件に関する主要原則 8 を実施するように勧告する。リスク管理方針にガバナンス要件を含めることで、方針の承認中に AMSB の適切な関与が保証される。保険数理上の機能又はより適切な場合にはリスク管理機能は、貸借対照表上の繰延税金資産の評価（第 15 条）と LAC DT の目的（第 207 条）の両方のための将来の利益予測に適用される基礎となる前提を評価し検証することを公式的に求められるべきである。

1887. EIOPA は、SFCR に関する第 297 条及び RSR に関する第 311 条を改正することにより、LAC DT に関する公衆開示及び監督報告に関する重要な原則 9 を実施することを提案している。両方において、会社は、適格自己資本及びソルベンシー資本要件の将来利益への依存の証拠を提供しなければならない。RSR において、会社は、貸借対照表上の正味 DTA と SCR の減額としての LAC DT を実証するために使用された前提の信頼性に関する十分な証拠を追加的に提供すべきである。これらの改正は、会社に対して、会社が繰延税金資産及び LAC DT を特にこれらの計算及び将来において使用される可能性が高いデモンストレーションにおいて、適用される基礎となる前提をどのように計算するかを明確に説明することを要求している。

2 | XVIII. リスクマージン

今回、EIOPA は、CEIOPS⁷が 2009 年のリスクマージンに関する技術的助言に適用したアプローチと同じアプローチに従って、CoC（Cost of Capital）レートを見直している。具体的には、以下の通り

- ・資本コスト（Cost of Capital）は持分コスト（cost of equity）に等しい。
 - ・持分コストは、以下を含む資本資産価格モデル（CAPM）で計算される。
 - ・株式リスクプレミアム：投資家が株式クラスに投資するためのリスクフリーレートを上回る追加リターンを表す。
 - ・ベータ・ファクター。これは、より幅広い市場と比較しての保険業界の株価実績を反映する。
 - ・結果は、CoC の CAPM 推定に反映されない経済的側面を考慮して調整される。
- 株式リスクプレミアムの見積りに関して、過去のリターンモデルと配当割引モデルが分析されたが、

⁷ CEIOPS（Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisor: 欧州保険年金監督委員会）は、EIOPA の前身

EIOPA は、過去のリターンモデルを使用することを提案している。

最終的に、6%から 8%の範囲の CoC 計算結果を考慮して、EIOPA は、現在適用可能な 6%の CoC レートを変更しないことを勧告している。

さらに、EIOPA はリスクマージンについてその他の側面を含めての見直しに対する業界サイドから意見が強いことに対して、「リスクマージンの他の側面の見直しは、欧州委員会が実施の 5 年後に行うことが義務付けられているソルベンシー II の見直しの一環として行われるべきであると助言する。」と記載している。

1979. この段階での EIOPA の取り組みの焦点は、CoC 率を固定金額として改訂する助言を提供することであった。EIOPA は、リスクマージンの他の側面の見直しは、欧州委員会が実施の 5 年後に行うことが義務付けられているソルベンシー II の見直しの一環として行われるべきであると助言する。

1980. EIOPA は、CEIOPS が 2009 年のリスクマージンに関する技術的助言に適用したアプローチと同じアプローチに従って、CoC レートを見直した。

- ・資本コスト (Cost of Capital) は持分コスト (cost of equity) に等しい。
- ・持分コストは、以下を含む資本資産価格モデル (CAPM) で計算される。
 - ・株式リスクプレミアム：投資家が株式クラスに投資するためのリスクフリーレートを上回る追加リターンを表す。
 - ・ベータ・ファクター。これは、より幅広い市場と比較しての保険業界の株価実績を反映する。
- ・結果は、CoC の CAPM 推定に反映されない経済的側面を考慮して調整される。

1981. 株式リスクプレミアムの見積りに関して、過去のリターンモデルと配当割引モデルが分析された。両方のモデルの長所と短所を考慮して、EIOPA は、過去のリターンモデルを使用して株式リスクプレミアムを導出することを提案する。特に、これらのモデルは、CoC レートの初期較正、時間に対する CoC レートのより強い安定性及び前提への少ない依存性で、方法論的整合性を確保している。

1982. 6%から 8%の範囲の CoC 計算結果を考慮すると、EIOPA は、現在適用可能な 6%の CoC レートを変更しないことを勧告する。

3 | XIX. 保険及び銀行部門における自己資本の比較

欧州委員会は、「特定の自己資本項目は、保険及び銀行の枠組みによって共有されている（例えば特定の債券）」と述べている。しかし、Call for Evidence(根拠に基づく情報提供)を介して受け取ったフィードバックは、一定の特徴（契約条項など）が両方の枠組みで同じ取扱を受けないことを強調していた。

EIOPA は、①銀行枠組みと委任規則 (EU) 2015/35 の間で比較可能な適格項目については、その分類における差異を評価し、②これらの差異のそれぞれについて、2 つの部門のビジネスモデルの差異、自己資本要件の決定における多様な要素又はその他の根拠によって、それらが正当化されるかどうかを評価する、ことを求められた。

CP においては、各種の論点に関わるいくつかの問題について、引き続き分析するとし、考え方を説明していたが、最終の助言では、結論を勧告している。

(1)PLAM (Principal Loss Absorption Mechanism : 元本損失吸収メカニズム) の運営

EIOPA は、部分償却は、3 ヶ月の SCR 違反の強制トリガーが達成された場合に許容されるべきであるが、75%SCR違反とMCR違反のトリガーが引き起こされない限りにおいてである、としている。

EIOPA はさらに、少なくとも、rT1 は、75%の SCR 違反で商品が全額償却されるような方法で定額法で償却されるとし、また MCR に違反した場合は、RT1 の全額がすぐに償却されなければならない、とした。

会社は、SCR の遵守が回復するまで、SCR カバレッジを 3 か月毎に再計算し、その後 3 ヶ月毎に SCR のカバー率がさらに悪化した場合には、さらに償却しなければならない。

また、このアプローチは、トリガー時に変換する rT1 商品に対して、必要に応じて変更を加えて、適用されなければならない。

(2)PLAM トリガーに関する自己資本の潜在的損失

EIOPA は、銀行制度と整合せず、代わりに発行時の rT1 商品の元本を引き続き完全に認識できるようにすることを勧告している。さらに、EIOPA は、監督当局が、以下の場合に、特定のケース別に、償却又は変換するという要件から例外的な免除を行うかどうかを検討する能力を提供することを勧告している。

- a)会社は、そのような免除を要求し、合理的な前提に基づき、償却又は変換の税効果が会社のソルベンシーポジションを著しく弱める可能性が高いことを示すことになる、納税年度末に向けての予測を提供する。
- b)会社の監査役は、当該予測に使用された前提が合理的であることを文書で確認する。そして
- c)75%SCR 強制的トリガーも MCR も破られていない。

(3) 早期償還、税務上のコール、規制上のコール

EIOPA は、ソルベンシー II を CRR、特に税務及び規制上のコールに、より密接に対応させるための変更を勧告する。そうすることで、EIOPA は、これが CRR II の 2016 年 11 月のドラフトに沿ったものであると強調している。

PLAM (プリンシパルロス吸収メカニズム) の運営

2050. EIOPA は、部分償却は、3 ヶ月の SCR 違反の強制トリガーが達成された場合に許容されるべきであるが、75%SCR違反とMCR違反のトリガーが引き起こされない限りにおいてであることを勧告する。

2051. EIOPA はさらに、少なくとも、rT1 は、75%の SCR 違反で商品が全額償却されるような方法で定額法で償却されることを勧告する。MCR に違反した場合は、RT1 の全額がすぐに償却されなければならない。

2052. 会社は、SCR の遵守が回復するまで、SCR カバレッジを 3 か月毎に再計算し、その後 3 ヶ月毎に SCR のカバー率がさらに悪化した場合には、さらに償却しなければならない。

2053. このアプローチは、トリガー時に変換する rT1 商品に対して、必要に応じて変更を加えて、適用されなければならない。

PLAM トリガーに関する自己資本の潜在的損失

2054. EIOPA は、銀行制度と整合せず、代わりに発行時の rT1 商品の元本を引き続き完全に認識できるようにすることを勧告する。さらに、EIOPA は、監督当局が、以下の場合に、特定のケース別に、償却又は変換するという要件から例外的な免除を行うかどうかを検討する能力を提供することを勧告する。

- a) 会社は、そのような免除を要求し、合理的な前提に基づき、償却又は変換の税効果が会社のソルベンシーポジションを著しく弱める可能性が高いことを示すことになる、納税年度末に向けての予測を提供する。
- b) 会社の監査役は、当該予測に使用された前提が合理的であることを文書で確認する。そして
- c) 75%SCR 強制的トリガーも MCR も破られていない。

早期償還、税務上のコール、規制上のコール

2055. EIOPA は、ソルベンシー II を CRR、特に税務及び規制上のコールに、より密接に対応させるための変更を勧告する。そうすることで、EIOPA は、これが CRR II の 2016 年 11 月のドラフトに沿ったものであると強調する。

4 | XX. 全体ティア 1 の 20%までティア 1 として適格な資本手段

EIOPA は CP では、以下のオプション 1（20%の制限を維持する）とオプション 2（ハイブリッド T1 商品の品質を強化する）の 2つのオプションを提案していた。

オプション 1（20%の制限を維持する）は、保険契約者及び保険金受取人の適切な保護を提供するために必要なソルベンシー II ティア 1 自己資本のプルデンシャルな品質を保護するために 20%限度を維持することが必要との考え方であり、20%の制限を維持しないと、ハイブリッド商品に求められる特徴のいかなる変更も、資本品質の結果として起こる損失を完全に軽減することはできない、と考えている、とした。

オプション 2（ハイブリッド T1 商品の品質を強化する）は、オプション 1 が受け入れられない場合に、ティア 1 自己資本の質を保護するために、少なくとも以下の変更を含むように規制を修正することを勧告する、としている。

- a) rT1 商品の最初の繰上償還日を発行後 10 年に延長
- b) 会社の SCR が適切なマージンを超えた発行日から 10 年から 20 年の間にのみ償還を認容
- c) 強制トリガーのいずれかに違反したときに、完全な償却を要求
- d) 一定の条件の違反に対する強制トリガーを変更

最終的には、オプション 1（20%の制限を維持する）とすることを助言している。

2089. EIOPA は、政策当事者及び受益者の適切な保護を提供するために必要な Tier1 自己資本の健全性を保護するために、20%の限度を維持するように、欧州委員会に勧告する。EIOPA は、ハイ

ブリッド商品が Tier 1 の全部又は最も重要な部分を占めることができるいかなる制度も支持できないという見解である。もし 20% が削除された場合、EIOPA は、資本の質における結果として起こる損失を完全に軽減するハイブリッド商品の特徴に何らの変更もないと考えている。

5 | XXI. 第 209(3)条 : 許容される調整

CP ではなかった新規の助言である。

EIOPA は、欧州委員会への第 1 の助言セットにおいて、「エクスポージャー調整」であれば、毎週のリスク軽減技術 (RMT) の調整が許可されるべきであると提案し、これについては、第 2 の助言セットにおいてさらに明確化を提供すると述べていた。

今回の助言では、法律に新たなエクスポージャー調整の概念を導入する必要はなく、現在の類似性の要件が、不十分な取り決めに「選り分ける」のに十分であるとしている。

類似性については、単に同じ種類の手段の使用を意味するものではないとし、標準式に反映されたリスク軽減効果と実際のリスク軽減との間の可能性のある逸脱と委任規制第 210 条に規定されているベーススリスクの要件の遵守は、ORSA の一部とすべきである、としている。また、いかなる調整も重要なベーススリスクをもたらすべきではない、としている。

2156. 法律に新たなエクスポージャー調整の概念を導入する必要はない。現在の類似点の要件は、不十分な取り決めに「整理」するのに十分であると思われる。

2157. 類似性は単に同じ種類の手段の使用を意味するものではない。

2158. 標準式に反映されたリスク軽減効果と実際のリスク軽減との間の可能性のある逸脱と委任規制第 210 条に規定されているベーススリスクの要件の遵守は、ORSA の一部とすべきである。

2159. いくつかのリスク軽減手法は、オプションポジションの価値のデルタ変動をシミュレートする目的で、基礎となる証券又は先物、オプション又は先物契約のポジションを増減することによって、オプションのようなリターンを作成する。これらは、同様の取り決めとみなされるべきではない。

2160. いかなる調整も重要なベーススリスクをもたらすべきではない。

6 | XXII. 失効リスクに対する USP

CP ではなかった新規の助言である。

会社固有のパラメータのためのフレームワークは、負債に合わせた較正を計算するのに十分なデータが利用可能な場合に、標準式において定義されたパラメータのセットを置き換える標準化された方法を提供する。この枠組みは、引受リスクモジュールにおいて可能な限り提供されるべきである。

EIOPA は「引受リスクモジュールの追加パラメータを置き換える標準化された方法を評価し、監督上の承認が得られるまでに満たされなければならない使用されるデータの完全性、正確性および妥当性に関する基準を評価する。」ことを求められた。

失効リスクに対する USP (会社固有のパラメータ) については、ステークホルダーから、標準式を較正するために使用されたものと同様の方法論を提案され、EIOPA はこの方法論を評価した。

結論としては、全体的に、提案が標準式の較正を再現する場合に、標準式よりも会社のリスクプロ

ファイルをよりよく反映するとは考えられないことから、欧州委員会に対して、委任規則に提案された方法論を反映するようには勧告しない、としている。提案された方法論に埋め込まれた専門家判断は、USP 方法論に比例していないと思われる詳細な文書化及びレビューを意味している、としている。

2201. ステークホルダーは、標準式を較正するために使用されたものと同様の失効リスクに対する会社固有のパラメータのための方法論を提案した。この方法論を評価し、以下の結論が導かれた。

2202. 範囲について：ステークホルダーは、失効率の恒久的な増加及び恒久的な低下のリスクについてのみ SCR を計算するための USP のための方法を提案した。委任規制第 142 条第 1 項に記載されているように、失効リスクに対する SCR は、上記の 2 つの資本要件のうちの、そして大量失効リスクに対する SCR のうちの最大となる。失効率の恒久的な増加及び恒久的な低下のリスクについてのみ USP を導入することで、大量失効リスクに対する SCR が 3 つの資本要件のうちの最大である場合に、失効リスクに対する全体の SCR に与える影響が殆ど無いというリスクを冒す。

2203. ストレスファクターを較正するために使用されるデータについて：提案された方法論は粗失効率に対応するデータに依存していた。委任規制第 142 条によれば、部分解約や更新によるリスクも考慮する必要がある。したがって、基礎となるリスクファクターのいくつかが考慮されないリスクがある。

2204. 方法の妥当性について：提案された方法は、対数正規分布に依存する。標準式のストレスファクターは、部分的に対数正規分布前提に依存しており、部分的に経験分布を用いた研究から引き出されている。この分布の前提が会社レベルで適切であるという保証は何もない。

2205. 生命保険の失効リスクのドライバーは多様で複雑である。例えば、それは契約特性（例えば保証利率）や外部環境（例えば、財政環境）に依存する。対数正規分布前提に基づく標準的な手法の中で全ての保険契約者のオプション（部分解約、更新など）を適用することは、重要な専門家の判断を埋め込むように見え、ストレスファクターを過小評価するリスクを伴う。

2206. EIOPA は、欧州委員会に対し、委任規則に提案された方法論を反映するようには勧告しない。全体的に、提案が標準式の較正を再現する場合、標準式よりも会社のリスクプロファイルをよりよく反映するとは考えられない。

2207. 提案された方法論に埋め込まれた専門家判断は、USP 方法論に比例していないと思われる詳細な文書化及びレビューを意味している。

7 | XXIII. 不利な進展カバーの認識

CP ではなかった新規の助言である。

ソルベンシー II はリスクベースの枠組みであり、特に特定のリスク軽減技術の効果を考慮している。

EIOPA は次のことを求められていた。

- ・リスク軽減技術、特に組込デリバティブ及び長寿リスク移転に関する最近の市場動向に関する情報を提供する。
- ・リスク軽減技術の認識の枠組みが、これらの最近の市場動向を適切にカバーしているかどうかを評価する。

- ・必要に応じて、このフレームワークの更新を提案する。

標準式に対しては、損害保険リスクをカバーする非比例再保険を十分に認識していないとのステークホルダーの批判を受けている。ステークホルダーは、保険料及び準備金リスクサブモジュールに適用される式を通じて、特定のタイプの非比例再保険を認識することを提案し、EIOPA は、この提案に関して、ステークホルダーとの集中的な対話を行った。EIOPA の分析は、この提案は実際のリスクを過小評価するケースを認めることになることを示し、ステークホルダーとの間でいくつかの修正が議論されたが、いずれもこの欠陥に対処できなかった。

ステークホルダーの提案がうまくいく唯一のケースは、単一ライン保険会社の場合であったが、EIOPA は、特定のケースでのみこれらのカバーを認識することは、マルチライン保険会社と異なる取扱をもたらすことになるため、適切ではないと考えた。

以上により、EIOPA は、ステークホルダーの提案に基づいて不利な進展のカバーを認識することは助言しない、とした。

標準式における再保険

2263. 標準式は、損害保険リスクをカバーする非比例再保険を十分に認識していないとのステークホルダーの批判を受けている。

2264. 損害保険引受リスクモジュールは、いくつかのサブモジュールで構成されている。非比例再保険は通常、保険料及び準備金リスクサブモジュール及びカタストロフィリスクサブモジュールに係っている。

2265. (再) 保険会社の再保険プログラムは、通常、これらの種類の損害保険引受リスクの全てをカバーしている。非比例再保険条項は、通常、極端な事象又は請求の数及び／又は金額の増加による損失に対して、(再) 保険会社をカバーしている。これらの極端な事象は、自然ごとに、カタストロフィリスクに対応している。

2266. カタストロフィリスクサブモジュールに対する資本要件はシナリオに基づいて計算され、リスク軽減手法として適格である場合に非比例再保険の認識が可能となる。外部再保険契約の適用に関する EIOPA ガイドラインは、こうした外部再保険契約の適用方法を規定している。

2267. 保険料及び準備金リスクサブモジュールの資本要件は、ファクターベースのアプローチに基づいて計算される。資本要件は、ボリューム測定に適用される標準偏差に基づいて計算される。

2268. 準備金リスクの標準偏差は、再保険差引後で較正される。これは、較正時に準備金リスクに対する非比例再保険を含む再保険の平均的な効果がすでに含まれていることを意味する。較正の定期的な更新は、平均的な効果が適切に捕捉され続けることを確実にすべきである。

2269. 保険料リスクの標準偏差は、再保険差引後で較正される。委任規則第 117 条は、保険料リスクの標準偏差は、最も関連性の高いセグメントに対して、80%の非比例再保険の調整ファクターを掛けることを規定している。

2270. 調整ファクターと標準偏差の両方を、会社の特定の再保険プログラムを考慮した会社固有のパラメータに置き換えることができる。

2271. 標準偏差には保険料リスクと準備金リスクのボリューム指標が乗じられる。保険料リスクのボ

リ्यूーム指標は、再保険控除後の保険料に対応している。準備金リスクのボリ्यूーム指標は、再保険契約から回収可能な金額を控除した後の未払請求の铸の最良推定値に対応している。

2272. 上記のように標準式における非比例再保険の認識にもかかわらず、もしそのリスクプロファイルの特定の性質のために特定の再保険プログラムを結んだ場合、内部モデルフレームワークはこれらの特異性の認識を認めている。

不利な進展のカバー

2273. ステークホルダーは、保険料及び準備金リスクサブモジュールに適用される式を通じて、特定のタイプの非比例再保険を認識することを提案した。

2274. EIOPA は、彼らの提案に関してステークホルダーとの集中的な対話を行った。EIOPA の分析は、この提案は実際のリスクを過小評価するケースを認めることになることを示した。ステークホルダーとの間でいくつかの修正が議論されたが、いずれもこの欠陥に対処できなかった。

2275. ステークホルダーの提案がうまくいく唯一のケースは、単一ライン保険会社の場合である。EIOPA は、特定のケースでのみこれらのカバーを認識することは、マルチライン保険会社と異なる取扱をもたらすことになるため、適切ではないと考える。

2276. EIOPA は、ステークホルダーの提案に基づいて不利な進展のカバーを認識することは助言しない。

3—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA が、2018 年 2 月 28 日に公表した「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 2 の助言セット」の中から、保険引受けリスク及び資産運用関係以外の項目について、報告してきた。

「繰延税金の損失吸収能力(LAC DT)」については、保険業界団体の保険ヨーロッパ (Insurance Europe) は、

「EIOPA は、欧州委員会によって LAC DT の EEA で現在適用されている様々な方法とその影響について報告するように要請されたことを理解している。したがって、保険ヨーロッパは、EIOPA は分析を提出することにより、既にその任務を全面的に果たしていると考えている。」

「現在の枠組みが既に LAC DT の問題について重要な指針を提供していると強く信じており、いかなる監督上の懸念も、会社の特定の事業モデルに対する適切な知識と尊敬を持って、適切な監督上の対話を通じて、対処されるべきである。」

との意見であり、具体的な制限の設定等については、否定的なスタンスを示していた。

しかしながら、今回の EIOPA の助言は、LAC DT の計算における制限を設定するものとなっている。これらの制限の設定による影響は EIOPA による評価によれば限定的とされているが、各会社の判断を制約するものとなっていることから、業界からは反対の意向が示されてきている。

「リスクマージン」については、CP に対して、保険ヨーロッパは、「1) 非常に限定的に焦点を当てたレビューを行い、資本コスト率のみを検討し、2) 何の変更も提案しない、という EIOPA の決定

を支持していない。」とし、「現在の資本コストの 6%の較正は必要以上に高く、リスクマージンが過大である主要な理由である。保険ヨーロッパは、証拠に基づいて、3%の資本コスト率が適切で正当化されていることを繰り返す。さらに、保険ヨーロッパは、現在のリスクマージンの設計に欠陥があり、特定の長期商品に不均衡で不当な配分をもたらす。」と指摘していた。

ところが、EIOPA は、最終の助言でも CP の考え方を維持しており、資本コスト率等の見直しは提案していない。

「保険及び銀行部門における自己資本の比較」については、保険ヨーロッパも基本的には CP において提案されていた考え方を支持しており、今回の最終の助言はこれらの考え方に基づいた具体的な提案がなされている。

「合計ティア 1 の 20% までティア 1 として適格な資本手段」については、保険ヨーロッパも、CP に対して「現状が維持されるべきとの EIOPA の評価を歓迎する。」としており、それらの意見を踏まえた助言となっている。

「第 209(3)条：許容される調整」、「失効リスクに対する USP」、「不利な進展カバーの認識」については、今回の最終の報告書で新たに行われた助言である。これらの項目については、ステークホルダーの意見を踏まえた内容になっているものもあるが、ステークホルダーの提案を受け入れなかったものもあるという助言内容になっている。

以上、今回の項目については、CP に比べて、その後のステークホルダー等からの意見や分析結果等を踏まえて、記載内容を充実させているが、その助言等の内容は必ずしも保険業界団体の意向に沿ったものとはなっておらず、その意味では引き続き検討すべき課題を残したものとなっている。

このシリーズの最終の 5 回目のレポートでは、今回の助言内容のベースとなった影響評価の内容の一部を報告するとともに、今回の助言を受けての保険業界団体の反応や今後の動向等について報告する。

以 上